

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画

【第3章 計画の基本的な考え方 3 基本目標の修正箇所】

※ ページ数は、「資料2」のページ数を表しています。

1 P38 ⑤ 明石版子ども食堂

(修正前)

あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、気づきの地域拠点として適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

(修正後)

あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

2 P39 ④ 離婚前後の養育支援

(修正前)

とりわけ、養育費は子どもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていない子どもが多いのが現状です。(追加)

子どもの健全な成長を促すべく、引き続き面会交流の実施をサポートするとともに、養育費を確保するための更なる支援策を検討します。

(修正後)

とりわけ、養育費は子どもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていない子どもが多いのが現状です。そこで、平成30年度から全国に先駆けて保証の仕組みを活用した「養育費立替パイロット事業」を実施しています。

また、更なる支援策の充実のため、当事者や有識者による検討会を開催し、養育費不払いへの対応や立替制度等について検討を進めてまいります。

3 P41 ② 産後ケア事業

(修正前)

(無 し)

(修正後)

出産直後からおおよそ一年間は、育児に不慣れで不安も高いことから、母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後安心して育児ができるよう支援を実施します。産後の母の気持ちや状態に合わせて利用することができるよう、宿泊型・デイサービス型・訪問型から選択できるよう体制を整備します。また、産前・産後サポート事業等、見守りや相談支援を引き続き受けることができるよう環境づくりに努めます。

4 P42 (2) 待機児童の解消 上から 8 行目

(修正前)

(無 し)

(修正後)

また、幼稚園機能及び保育所機能を併せ持ち、保護者の就労にかかわらず入園が可能となる認定こども園について、当該施設への移行を希望する場合は、相談や助言を行うなど、適切な支援に努めていくこととします。

5 P42 (3) 放課後児童健全育成事業の推進

(修正前)

児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを設置しています。

入所希望者が年々増加するなど社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等により指導員の資質向上に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

(修正後)

児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施しています。

入所希望者が年々増加するなど社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後こども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

6 P45 上から2行目

(修正前)

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育

(修正後)

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育